平成24年６月18日

各　　位

会 社 名　株式会社ベンチャーリパブリック
（ＪＡＳＤＡＱ・コード2177）
所 在 地　東京都港区西麻布四丁目３番11号
代 表 者　代表取締役社長　柴　田　　啓
問合せ先　取締役副社長　　柴　田　健　一
（TEL. 03-6419-2901）

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成24年６月18日開催の取締役会において、平成24年７月10日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「Ⅰ．１．（１）変更の理由②」において定義いたします。）の取得について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．定款一部変更

１．種類株式発行に係る定款一部変更の件

（１）　変更の理由

平成24年４月28日付当社プレスリリース「主要株主である筆頭株主及び主要　株主、並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」等においてご報告申し上げておりますとおり、株式会社Ｋアソシエイツ（以下「Ｋアソシエイツ」といいます。）は、平成24年３月16日から同年４月27日まで当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けの結果、平成24年５月９日（決済日）をもって当社普通株式1,782,020株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合：86.91％）を保有するに至っております。

Ｋアソシエイツは、平成24年３月15日付プレスリリース「株式会社ベンチャーリパブリック株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」等で表明しておりますとおり、昨今のＩＴ業界における急速かつ著しい環境変化、競争環境の激化に対応するため、当社の株主の皆様に対して事業再構築に係るリスク負担を回避しながら、激化する競合他社との競争に負けない競争力の強化及び中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実現するためには、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）の手法により、当社の発行済株式（但し、当社の自己名義株式を除きます。）の全てを取得して当社を完全子会社化し、当社の普通株式を非公開化すること（以下「本非公開化」といいます。）が最も有効な手段であるという結論に至り、本公開買付けを実施したとのことです。

これに対し、当社といたしましても、平成24年３月15日付当社プレスリリース「ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等において表明しておりますとおり、企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行い、当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題等を踏まえると、Ｋアソシエイツから提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による当社の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策について、当社の株主の皆様にリスクの負担が及ぶことを回避しつつ同経営政策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社として最善の選択肢であると判断いたしました。また、当社の普通株式に係る本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社普通株式売却の合理的な機会を提供するものであると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本非公開化に必要な以下の①から③の手続（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施することといたしました。

① 当社の定款の一部を変更し、下記（２）の定款変更案第６条の２に定める内容のＡ種種類株式（以下「Ａ種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第２条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じで

す。）を付す旨の定めを新設いたします（かかる全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。

③ 会社法第171条第１項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株と引換えにＡ種種類株式を30,000分の１株の割合をもって交付いたします。なお、この際、Ｋアソシエイツ以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるＡ種種類株式の数は、いずれも１株未満の端数となる予定です。

本議案は、本非公開化手続のうち、上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第１項、第108条第１項第７号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、Ａ種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

なお、当社は、全部取得条項付普通株主の皆様に対してＡ種種類株式を割り当てた結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第234条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、Ｋアソシエイツに当該Ａ種種類株式を売却すること、または同項及び同条第４項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当該Ａ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に1,100円（本公開買付けにおける当社普通株式１株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が当該全部取得条項付普通株主の皆様に交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、本議案に係る定款変更は、本議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

（２） 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第６条 （発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は700万株とする。	第６条 （発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は700万株とし、本会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式は699万9,900株、Ａ種種類株式は100株とする。
（新 設）	第６条の２ （Ａ種種類株式） 本会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種株主」という。）またはＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき１円（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）を支払う。Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者に対してＡ種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者は、Ａ種種類株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
第７条 （単元株式数） 本会社の１単元の株式数は100株とする。	第７条 （単元株式数） 本会社の普通株式の１単元の株式数は100株とし、Ａ種種類株式の１単元の株式数は、１株とする。
（新 設）	第20条の２ （種類株主総会） 第15条、第16条、第17条、第18条および第20条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２．第19条の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

２．全部取得条項に係る定款一部変更の件

（１） 変更の理由

上記「１．（１）変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社は、本非公開化手続の②として、上記１．「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設けるものであります。本議案が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全部取得条項付普通株式となります。

また、本議案の承認後、株主総会の特別決議によって当社は全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得しますが（本非公開化手続の③）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主の皆様に交付する取得対価は第１号議案における定款変更案により設けられるＡ種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式１株につき全部取得条項付普通株主の皆様に交付するＡ種種類株式の数は、Ｋアソシエイツを除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付するＡ種種類株式の数が１株未満の端数となるように、30,000分の１株としております。

（２） 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、上記１．「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び後記Ⅱ．「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本議案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成24年８月10日といたします。

（下線部分は変更箇所を示します。）

「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の定款	追加変更案
（新　設）	第６条の３　（全部取得条項） 本会社が発行する普通株式は、本会社が株主総会の決議によってその全部を取得することができるものとする。本会社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につきＡ種種類株式を30,000分の１株の割合をもって交付する。
（新　設）	（附 則） 第１条 本定款第６条の３の規定は、平成24年8月10日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本条を削除するものとする。

Ⅱ．全部取得条項付普通株式の取得の件

１．全部取得条項付普通株式の全部取得を必要とする理由

上記「Ⅰ．１．（１）変更の理由」においてご説明申し上げておりますとおり、当社は、当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題等を踏まえると、Ｋアソシエイツから提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による当社の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策について、当社の株主の皆様にリスクの負担が及ぶことを回避しつつ同経営政策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社として最善の選択肢であると判断いたしました。また、当社の普通株式に係る本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社普通株式売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、本非公開化手続を実施することといたしました。

本議案は、本非公開化手続の③として、会社法第171条第１項並びに第１号議案及び第２号議案による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、第１号議案に係る変更後の定款により新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を交付するものであります。

本議案が承認された場合、当社が取得対価としてＫアソシエイツを除く全部取得条項付普通株主の皆様に交付するＡ種種類株式の数は１株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式１株につき、新たに発行するＡ種種類株式を30,000分の１株の割合をもって交付する予定であります。このように割り当てられるＡ種種類株式の数が１株未満の端数となる全部取得条項付普通株主の皆様に対しましては、Ａ種種類株式を割り当てた結果生じる１株未満の端数の合計数（会社法第234条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式を、会社法第234条の規定に従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主の皆様に交付いたします。

当社では、本議案が承認された場合に、全部取得条項付普通株主の皆様に交付することとなる１株未

満の端数の合計数（会社法第234条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式については、会社法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上でＫアソシエイツに売却すること、または同項及び同条第４項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社Ａ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に1,100円（本公開買付けにおける当社普通株式１株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金額が、各全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

２．全部取得条項付普通株式の取得の内容

（１） 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第１項並びに上記Ⅰ．１．「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び上記Ⅰ．２．「全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式１株につき、Ａ種種類株式を30,000分の１株の割合をもって交付します。

（２） 取得日

平成24年８月10日

（３） その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、上記Ⅰ．１．「種類株式発行に係る定款一部変更の件」及び上記Ⅰ．２．「全部取得条項に係る定款一部変更の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において上記Ⅰ．２．「全部取得条項に係る定款一部変更の件」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、並びに上記Ⅰ．２．「全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

３．上場廃止の予定について

本臨時株主総会において上記Ⅰ．１．「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、上記Ⅰ．２．「全部取得条項に係る定款一部変更の件」及び上記Ⅱ．「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において上記Ⅰ．２．「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場グロース（以下「ＪＡＳＤＡＱ」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成24年７月10日から平成24年８月６日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年８月７日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をＪＡＳＤＡＱにおいて取引することはできません。

Ⅲ．本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会に係る基準日設定公告	平成24年５月11日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会に係る基準日	平成24年５月31日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成24年６月18日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年７月10日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年７月10日（火）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年７月10日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年７月11日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成24年８月６日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年８月７日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA 種種類株式交付に係る基準日	平成24年８月10日（金）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年８月10日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付の効力発生日	平成24年８月10日（金）

Ⅳ．支配株主との取引等に関する事項

Ｋアソシエイツは当社の支配株主であることから、上記Ⅱ．に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成24年５月11日に開示したコーポレートガバナンス報告書Ⅰの４に記載のとおり、支配株主との重要な取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、近隣相場や市場価格等を勘案し一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社の意思決定機関である取締役会において慎重に審議、決議のうえ業務の執行を図ることとし少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することとしております。従って、本件取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成24年３月15日付当社プレスリリース「ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の３．（５）「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じております。また当社は、上記プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、Ｋアソシエイツ及び当社取締役会から独立性を有する社外監査役２名及び外部有識者１名から構成される第三者委員会を設置し、平成24年３月15日に、(a)本取引は当社の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、本取引の目的には正当性があること、(b)本公開買付価格は合理的なものであり、また、本公開買付けの条件（本公開買付価格を含む）は公正なものであること、(c)意思決定に至る手続は適正に行われていること、(d)本公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益でないと認められること、(e)本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明することは妥当であること、をそれぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする答申を受けております。

当社は、本件取得の公正性を担保するために、上記Ⅱ．１記載のとおり、本件取得においてＫアソシエイツ以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対し、本公開買付価格（１株あたり1,100円）に本件取得前に保有していた普通株式数を乗じた金員相当額を交付することを予定しております（平成24年３月15日付当社プレスリリース「ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」から変更ありません。）。そして、当社は、これを前提にして、平成24年６月18日、第三者委員会より、当社の具体的な本件取得の手続は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の補充意見を取得しております。

これに加え、本件取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の取締役のうちＫアソシエイツの代表取締役を兼務する柴田啓氏及びＫアソシエイツの取締役を兼務する柴田健一氏及び西村博行氏は、本件取得に関し当社と利益が相反するおそれがあることに鑑み、平成24年６月18日開催の当社の取締役会における本件取得の実施に関する議案の審議及び決議に参加しておりません。なお、当該取締役会における当該議案については、上記３名を除いた当社の取締役全員である取締役１名による慎重な検討の結果、本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、当該取締役会における当該議案の審議については、当社の監査役全員が参加し、いずれの監査役も当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

以　上